

フィデューシャリー宣言

当社は「お客さまのためにのみ」資産運用を行う者としての
フィデューシャリー・デューティーの遵守をお約束し、以下のことを宣言し、実践いたします。

1. お客さまの最善の利益の追求

- (1) 当社は、生活者の経済的自立のお手伝いをすることが社会的使命と考え、そのために必要な企業文化を構築し、保持いたします。
- (2) 当社は、生活者の経済的自立の実現のためには、長期投資の理念に立脚した資産形成が必要不可欠との考えから、その業務を行ってまいります。
- (3) 販売においては、長期・積立投資を推奨し、短期的投資や乗換投資を推奨することはありません。
- (4) 販売手数料はお客さまの投資効率を悪化させるとの考えから、徴収いたしません。
- (5) お客さまの最善の利益の追求を、当社では「お客さま全部主義」と定義し、下の図に表される「顧客本位実践サイクル」の循環を進めてまいります。

「顧客本位の業務運営」の実践サイクル



2. 利益相反行為の回避

- (1) 当社は、株主などの当社と利害のある関係者等との資産運用業務に関連する取引等を一切行いません。
- (2) 当社は、当社ファンドの投資対象を選定するにあたり、当該有価証券の発行者と特別な関係を持ちません。
- (3) 当社は、当社ファンドの募集・販売は直接販売を旨といたしますが、他社に委託する場合には、当社ファンドの販売に関して、この宣言に同意することを条件といたします。また、当社は、販売を委託する会社と特別な関係を持ちません。
- (4) 当社は、当社ファンドの募集・販売を行う販売会社等との間で他の取引を行う場合には、お客さまの利益に合致するものであることを前提といたします。

3. 報酬等の合理性

- (1) 当社は、お客さまの最善の利益を実現するためにのみ業務を行い、そのために合理的に必要な報酬等を受け取ります。これら報酬等の開示にあたっては、わかりやすい情報提供を実践します。
- (2) 当社は、お客さまに提供するサービスに応じた合理的な報酬率をもって、信託報酬等の費用を定めます。同一内容のサービスを提供するお客さまに対して、報酬の請求に関し、異なる取り扱いはいたしません。
- (3) 既存ファンドの信託報酬等についても、適宜その適正性につき、当社の「事業継続性」と「お客さまのコスト低減」とのバランスを図りながら検討を行い、不断の経営努力によりその低減に努めます。
- (4) 当社が他社にファンドの販売を委託する場合の販売会社に対する信託報酬率は、当社が当社の直接販売においてあらかじめ定める信託報酬配分率を、すべての販売会社に対して適用いたします。また、販売手数料を徴収することは認めません。

4. 重要な情報のわかりやすい提供

- (1) 当社ファンドのお客さまのご負担いただく費用、リスク・リターン特性などの基本的なしくみや特徴および運用状況等については、目論見書や運用報告書等の法定開示書類のみならず、当社ウェブサイト・動画・運用報告会などで、お客さまにわかりやすくお伝えいたします。
- (2) コールセンターをはじめ、複数のチャネルをご提供することで、お客さまのご不明な点に直接お答えできる態勢を整えます。
- (3) 適切な判断をサポートするための分かりやすい情報として、「重要情報シート」を公開いたします。
- (4) 当社では投資を初めて行うお客さまが多いことを踏まえて、専門的な用語の使用を避け、できる限り平易な表現を選択し伝えます。

5. お客さまにふさわしいサービスの提供

- (1) 当社では、お客さまの長期・積立投資にふさわしい商品・サービスのみを提供いたします。
- (2) お客さまが長期資産形成を円滑に行えるように、投資教育に力を注ぎます。
- (3) 商品特性を踏まえて、販売対象とするお客さま属性を特定し公表します。また、募集・販売を委託する販売会社等に対しても当社は応分の責任があること認識し、連携してまいります。

6. 遵守態勢

- (1) 当社が「お客さまのためにのみ」資産運用を行う会社であることを、役職員全員がゆるぎない価値観として共有いたします。
- (2) 「お客さまのためにのみ」業務を行う者として必要な専門性と倫理観を持った人材を育成し、そうした観点からの適切な人事評価を行います。
- (3) 当社は、この宣言を遵守するためにフィデューシャリー委員会を設置し、遵守状況等について確認するとともに、より良い施策の検討を行います。
- (4) 当社は、この宣言が遵守されているかどうかを監視する独立した内部監査部門を強化し、違反行為の未然防止に努めます。
- (5) 取締役会は、この宣言の遵守状況につき、内部監査部門から定期的に報告を受け、遵守状況を監視・監督いたします。

以上

2015年8月26日制定

2017年4月25日改定

2019年1月30日改定

2021年6月28日改定

セゾン投信株式会社は、2015年8月26日にいち早く投資信託委託業者としてフィデューシャリー宣言を行いました。

その後、金融庁が2017年3月30日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを2017年4月25日付で採択し、同日付でフィデューシャリー宣言を改定しております。

また、フィデューシャリー宣言に係る取り組み状況を定期的に公表するとともに、宣言内容について、フィデューシャリー委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じ改定してまいります。